

後期高齢者医療特別会計予算

歳入

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 後期高齢者医療保険料	2,670,521	2,609,719	60,802	2.3
2 使用料及び手数料	1	1	-	-
3 繰入金	614,638	553,021	61,617	11.1
4 繰越金	1	1	-	-
5 諸収入	142,071	114,984	27,087	23.6
歳入合計	3,427,232	3,277,726	149,506	4.6

歳出

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 総務費	38,276	33,926	4,350	12.8
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,232,124	3,114,354	117,770	3.8
3 保健事業費	141,532	114,446	27,086	23.7
4 諸支出金	5,300	5,000	300	6.0
5 予備費	10,000	10,000	-	-
歳出合計	3,427,232	3,277,726	149,506	4.6

1. 加入者数 41,108人(22年11月30日現在)
2. 保険料 均等割額 39,600円 所得割額 (基礎控除後の総所得-33万円)×7.36%
- ・均等割額の軽減(世帯の総所得金額等に応じて)

9割軽減	軽減後3,960円	[基礎控除額33万円以下の世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下]の世帯(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	軽減後5,940円	[基礎控除額33万円]を超えない世帯
5割軽減	軽減後19,800円	[基礎控除額33万円+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)]を超えない世帯
2割軽減	軽減後31,680円	[基礎控除額33万円+35万円×世帯の被保険者数]を超えない世帯

※ 所得割は、年金収入153万円から211万円までは5割軽減になる。

※ 65歳以上の年金収入の場合は[年金収入-(120万円+15万円)]が軽減の判定をするための所得になる。

- ・被用者保険の被扶養者の軽減

均等割額 9割軽減 所得割額 なし	75歳などになって資格を得た日の前日に健康保険組合、船員保険、共済組合等の被用者保険の被扶養者だった人
----------------------	---

- ・自己負担限度額(月額)

	外来限度額 (個人毎)	外来+入院限度額 (世帯毎)	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)	670,000円
一般	12,000円	44,400円	560,000円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	310,000円
低所得者Ⅰ		15,000円	190,000円

※ ()内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

3. 医療給付費の財源

公費《50%》		支援金《40%》	保険料等《10%》		
国庫	国3/6	各保険者からの支援金	高額医療支援	保険料	保険基盤安定制度
調整交付金	県1/6		国1/4 県1/4 保険料2/4	市町村が	県3/4
1/6	市町村1/6		(広域連合全体の保険料で負担)	広域連合に納付	市1/4

4. その他 葬祭費、健康診査、人間ドック助成など